

平成 27 年 2 月 24 日

各位

会社名 テラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢崎 雄一郎
(コード番号: 2191)
問合せ先 執行役員社長室長 山本 一之
電話 03-5572-6590

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 24 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項および第 36 条第 2 項の一部の変更を行うものであります。また、この変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 1 条～第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>第29条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第45条（条文省略） （新設）</p>	<p>第29条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第45条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第28条第2項および第36条第2項の変更は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行される平成27年5月1日より効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

取締役会決議	平成27年2月24日
定時株主総会開催日	平成27年3月24日
効力発生日	平成27年3月24日

以上